

自転車の通行ルール、ちゃんと知っていますか？

2008 自転車安全利用 TOKYOキャンペーン

改正道路交通法とそれに伴い改正された同法施行令が6月1日から施行されます。今回の改正の主な目的は、①自転車利用者対策の推進②被害軽減対策の推進③高齢運転者対策等の推進です。

国や都、市では、子どもから高齢者までが広く利用する自転車の通行ルールや正しいマナーの普及啓発を図り、自転車を安全に利用することを目的として「2008自転車安全利用TOKYOキャンペーン」を6月30日まで実施しています。

周囲の安全に配慮した自転車運転を行うため、通行ルールや正しいマナーをご確認ください。

詳しくは田無警察署交通課交通総務係☎467・0110(内線4112)または市都市計画課☎470・7768へ。



● 改正された主な通行ルール ●

1、普通自転車の歩道通行に関する規定

歩道通行ができるのは、

- ①道路標識等で指定された場合
- ②運転者が児童・幼児等の場合
- ③車道または交通の状況からみてやむを得ない場合

※ただし、警察官が、歩行者の安全を確保するために必要があると認めて指示したときは、歩道を自転車に乗って通行してはいけません。



歩行者も「普通自転車通行指定部分」をできるだけ避けて通行する努力義務

2、乗車用ヘルメットに関する規定

幼児・児童(13歳未満)を保護する責任のある方は、児童・幼児を自転車に乗車させるときは、乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければなりません。



●自転車安全利用5則●

①自転車は、車道が原則、歩道は例外(罰則：3カ月以下の懲役または5万円以下の罰金)



②車道は左側を通行(罰則：3カ月以下の懲役または5万円以下の罰金)



③歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行(罰則：2万円以下の罰金または

科料)

④安全ルールを守る＝飲酒運転の禁止(罰則：5年以下の懲役または100万円以下の罰金)▼二人乗り・並進の禁止(罰則：2万円以下の罰金または科料)▼夜間はライトを点灯(罰則：5万円以下の罰金)▼交差点での信号遵守と一時停止・安全確認(罰則：3カ月以下の懲役または5万円以下の罰金)



⑤子どもはヘルメットを着用

後部座席もシートベルトの着用を！

今回の改正で、後部座席のシートベルト着用が義務となります。また、75歳以上の方が運転するときの高齢運転者標識(も

みじマーク)表示、一部の聴覚障害者が運転するときの聴覚障害者標識表示も、それぞれ義務化されます。

許しません！ 危険な暴走。大迷惑

6月は暴走族追放強化期間です

6月1日～30日は暴走族追放強化期間として、都や警視庁、都内市区町村、関係機関・団体が連携して、暴走族を許さない環境作りと暴走族に対する総合的な対策を地域ぐるみで推進します。

最近の暴走族は、暴走行為にとどまらず、傷害事件や路上強盗を引き起こすなど、凶悪化・粗暴化していて、その一部は暴力団ともかかわりを持つ非行集団です。

地域社会の安全・安心のためには、家庭や学校、職場、町内会、自治会等が自発的に暴走族追放に向けた意識を作り出し、身近な問題として取り組んでいく必要があります。

暴走族の追放は、まず家庭から・そして地域から

●ご家庭では

無謀運転による交通事故を防ぐため、命の大切さや交通安全、事故を起こした場合の責任について話し合ひましょう。普段から子どもの服装や態度、言葉遣

いなどに注意し、非行の「兆し」を見落とさないようにしましょう。

子どもの非行や、いじめ、犯罪等の被害に遭い困っていたら、迷わずに警視庁ヤング・テレホン・コーナー☎03・3580・4970など、関係機関等に相談しましょう。

●学校・職場では

学校・職場ぐるみで交通ルール、交通マナーの指導を行いましょう。「暴走族追放」の広報啓発活動を積極的に推進しましょう。

●町内会・自治会では

警察や学校と連携し、暴走族追放パトロールを実施しましょう。掲示板や回覧板を活用し、「暴走族追放」の啓発活動に努めましょう。暴走族が集まる公園や店舗の管理者に、立ち入り禁止の措置や110番通報を要請しましょう。

詳しくは都青少年治安対策本部交通安全課☎03・5321・1111(内線21-797)または市都市計画課☎470・7768へ。